

第 24 号様式 (第 27 条第 1 項)

都市計画事業地内における建築等の許可申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話番号 () _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

電話番号 () _____

都市計画法第 65 条第 1 項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 建築物の建築等の場所	横浜市 区
2 建築物の建築等の種類	a. 土地の形質の変更 b. 建築物の建築 c. 工作物の建設 d. 移動の容易でない物件の設置若しくは堆積
3 建築物の建築等の方法又は構造	
4 建築物の建築等を行う理由	
5 建築物の建築等を行う期間	年 月 日着手 (予定) 年 月 日完了 (予定)

(注意) 建築物の建築等とは、都市計画事業の施行の障害のおそれがある土地の形質の変更又は建築物の建築その他の工作物の建設又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積をいいます。

都市計画法第65条第1項の許可申請書に添付する図書等

許可申請書及び各種添付図書はレターパックプラスを除き**全て3部以上(※1)**必要です。

1. 許可申請書
2. 委任状：許可申請を代理人に委任した場合は必要です。副本は写し可能です。
3. 事前相談書の写し
4. 案内図：方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺1/2500以上のもの
5. 配置図：敷地内の建築物の位置、方位、敷地の境界線（敷地の周囲の長さを記入）、敷地と道路との関係を記載した縮尺1/500以上のもの
6. 平面図：縮尺1/200以上のもの
7. 立面図：2面以上の建築物の立面図で、縮尺1/200以上のもの
8. 断面図：2面以上の建築物の断面図で、縮尺1/200以上のもの
9. 上載荷重が確認できる書類
10. 公図の写し：申請地の地番が含まれているもの
11. 登記事項証明書の写し：申請地の地上権設定内容が記載されているもの
12. 返信用レターパックプラス

※1：通常の提出部数は3部です。ただし該当する都市計画事業が「相鉄・JR直通線」または「相鉄・東急直通線」の場合は4部必要となります。上記以外の図書を必要とする場合は別途依頼します。

(注意事項)

事業者等と事前協議を実施している場合は、協議時と同一の図面及び書類にて申請してください。

(計画変更等により事前協議時と相違している場合は再度、事前協議を受けていただく可能性があります)

チェックリスト

【許可申請書、委任状】

- 申請者欄の住所、氏名、電話番号を記入しましたか？
- 代理人欄の住所、氏名、電話番号を記入しましたか？
- 申請地の地番を記入しましたか？
- 建築等の種類を記入しましたか？
- 建築等の方法又は構造を記入しましたか？
- 建築等の理由を記入しましたか？
- 建築等を行う期間を記入しましたか？
- 委任状を用意しましたか？

- 公図の写しを用意しましたか？
- 登記事項証明書の写しを用意しましたか？

【レターパックプラス】

- レターパックプラスの色は赤ですか？
- 郵便番号及びお届け先欄を記入しましたか？

【最後に】

- 本紙のチェックリストを全て埋めましたか？
- 都市計画課 指導係にお電話をお願いします。

【共通図面】

- 事前相談書の写しを用意しましたか？
- 案内図、配置図、平面図を用意しましたか？
- 2面以上の立面図、断面図を用意しましたか？
- 上載荷重が確認できる書類を用意しましたか？

問合せ先 / 許可申請先

横浜市 建築局 都市計画課 指導係

住所：横浜市中区本町6丁目50-10 市庁舎25F

〒：231-0005 電話：045-671-3510